

総務委員長報告

令和8年9月定例会

総務委員長報告をいたします。

総務委員会に付託されました議案の審査結果等について報告いたします。

本委員会に付託されました議案は、「島根県県税条例の一部を改正する条例」など条例案4件、「公立大学法人島根県立大学の定款の一部変更について」など一般事件案4件、「令和8年度島根県一般会計補正予算（第4号）」など予算案3件であります。

これらの議案について、執行部に説明を求め、慎重に審査いたしました結果、いずれの議案も全会一致をもって、原案どおり可決・承認すべきとの審査結果でありました。

次に、議案の審査過程における執行部からの説明、委員からの質疑、意見等のうち主なものについて報告いたします。

第93号議案「令和8年度島根県一般会計補正予算（第4号）」のうち、教育委員会所管分についてであります。

委員から、松江養護学校川津校舎の整備について、今後も児童・生徒が増えていく可能性もあり、校舎移転等抜本的対策を早急に行うべきであるとの意見があり、執行部からは、当面は乃木校舎の活用や、近隣の学校等の施設の借用で対応していきたいと考えているが、喫緊の課題であるという認識は持っているとの回答がありました。

次に、請願の審査結果について報告いたします。

このたび新規に提出された請願第31号は、島根県議会が平成25年6月26日に採択された「日本軍『慰安婦』問題への誠実な対応を求める請願」は決定的な根拠を失ったことを確認するという決議を求めるものであります。委員からは、平成25年の請願及びそれに基づく意見書は、いわゆる河野談話を踏まえて採択・提出されたものであり、今年6月の内閣官房長官発言など、政府は現在も河野談話を踏襲していることから、今回の請願の「決定的な根拠を失った」という主張は事実とは言えないとの意見や、平成25年の意見書提出以降も、県議会に慰安婦問題に関する請願が提出され審議を行い、令和5年10月には、政府見解を明確に示すよう求める意見書を政府に改めて提出した経緯がある。県議会としての対応は適切であったとの意見もあり、全会一致をもって「不採択」とすべきとの審査結果でありました。

その他の継続審査中の請願については、結論に至る状況にないことから、引き続き「継続審査」とすべきとの審査結果でありました。

次に、報告事項など所管事項調査における質疑、意見等のうち主なものについて申し上げます。

まず、教育委員会所管事項についてであります。

執行部から報告のありました「令和9年度県立高等学校の入学定員について」では、委員から、現状で定員割れの高校が多い中で、今後は授業料無償化に伴い私立高校の志願者が増えることも見込まれるため、例えば総合学科のような、複数のコースを設けて選択肢を広げる等検討を行い、県立高校生徒の確保につなげてほしいとの意見がありました。

また、「産業イノベーション人材育成等に資する高等学校等教育改革促進事業の追加公募について」では、委員から、今回の江津地域新設校の追加申請に関連して、拠点校と一緒に改革を行う協力校の役割について質問がありました。執行部からは、前回は協力校なしで申請したが、今回は県内の他の工業高校3校を協力校とし、新たな授業の検討やカリキュラム化等に協力する役割を担ってもらうことを想定しているとの回答がありました。

「教職員の働き方改革の進捗状況について」では、委員から、時間外勤務は数値的には減少傾向であるが、自宅への持ち帰り仕事の時間が含まれていない、それらも含め実態を正しく把握すべきであるとの意見があり、執行部からは、まずは学校内での業務改善を進め、持ち帰り仕事を含む総労働時間を減らすよう取り組んでいきたいとの回答がありました。

次に、警察本部所管事項についてであります。

委員から、警察官の定員について質問があり、執行部からは、欠員が生じてはいるが治安に影響は出ていない、また、欠員解消に向けた採用活動として、学校訪問やSNSでの発信など様々な取組を推進しているとの回答がありました。

また、別の委員から、大規模災害への対応に当たっては装備の高度化や充実が必要だと思うが、十分に確保できているかとの質問があり、執行部からは、現状では十分に確保できているが、新たな災害への対応や日々の訓練等を通じて常に装備の見直しを図っているとの回答がありました。

以上、総務委員会における審査の概要等を申し述べ、委員長報告といたします。